

東京都障害者ピアサポート研修カリキュラム検討委員会設置要綱

3 福保障地第 4 9 1 号

令和 3 年 7 月 7 日

(目的)

第 1 条 東京都における障害者ピアサポート研修において、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター、ピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）の管理者等の養成を図るために必要な検討を行うことを目的として、東京都障害者ピアサポート研修カリキュラム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を検討する。

- 一 東京都障害者ピアサポート研修（以下「研修」という。）で養成するピアサポーター像について
- 二 研修のカリキュラムについて
なお、研修のカリキュラムは、厚生労働省「障害者ピアサポート研修事業実施要綱」（令和 2 年 3 月 6 日付障発 0306 第 12 号）別紙で示される標準的なカリキュラムの内容以上とし、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加するものとする。
- 三 研修で使用する教材について
- 四 受講者（障害当事者等）への合理的配慮を図った適切な研修実施方法について
- 五 研修講師の選定及び養成について
- 六 その他検討が必要と認められる事項について

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、学識経験者、職能団体、事業所、行政機関等から福祉保健局長が委嘱又は任命する 10 名程度の委員により構成する。

なお、委嘱する委員の人選に当たっては、第 1 条に定める目的に鑑み、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者の積極的な登用を図るものとする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年以内とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 5 条 委員会の委員長、副委員長は、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。
また、委員長に事故があるときは、副委員長がその職を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 委員は、代理を出席させることができる。

- 6 委員会は、必要に応じて、オンライン開催又は書面開催とすることができる。
- 7 委員会は、委員の半数をもって定足数とする。

(謝金)

第6条 委員に対する謝金については、報酬基準に基づき支払うものとする。

- 2 前条第5項に基づき、委員以外の者が出席した場合の手続は、前項の規定に準じるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。